

国際人権活動

2020年7月15日（水）第138号

国連経社理特別協議資格NGO
国際人権活動日本委員会
〒170-0005東京都豊島区南大塚
2-33-10 東京労働会館 1F
tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

人権規約に尻込みする日本政府 年金訴訟を闘って思う

議長 鈴木亜英

年金減額は”違憲”と闘っている全国訴訟の一員として、社会権規約を担当しました。思い知らされたことは、社会権規約の国内での活用が著しく停滞しているという



鈴木亜英 議長、

ことです。年金をめぐる情勢は年々悪化しています。とりわけ、平成24年の大改悪は社会で最も脆弱な層を直撃し、その生活を圧迫させました。多くの人々が行政不服審査に立ち上がり、年金減額違憲訴訟が全国で展開され

ました。年金を含む社会保障制度は社会権規約9条にあります。この規定は、「締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める」とあるだけで、至ってシンプルなものです。この規定をどう読み解くか、その鍵を提供するのが「一般的意見」と呼ばれる文書です。条文ごとの解説書のようなもので、それぞれの委員会によって作成される権威の高い文書です。これまで数にして22の一般的意見が公表されています。

社会保障に関しては、「一般的意見19」がその内容を明確にしています。例えば社会保険の減額などは、「後退」と受け止められ原則的に禁止さ

れるとしています。減額に必要性があり、減額によって打撃をこうむる層の意見を十分に聞いたかなどの厳しい制約をクリアーした場合にのみ例外として後退措置が許されるというものです。

最高裁は今から30年前に堀木訴訟において、「国が社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであり、即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではない」とする社会権規約9条論を展開しました。社会保障は個人の権利ではない。政策推進の責任は単なる政治責任であって法的責任ではない、などというのです。社会保障を前進させるのも後退させるのも政府の意のまま。何の歯止めもないと断言しているのに等しいのです。

今回の年金訴訟で、被告となった国は30年前の堀木訴訟判決に寄り縋り、国の社会保障の法的責任などはないとするゆるゆるの基準で立ち向かってきました。堀木訴訟判決の約10年後の2008年に先の一般的意見19は誕生しています。以来、社会保障には国家の義務があること、立法上の裁量には限界があることが明らかとされ、「一般的意見」は規約解釈の補足的手段として尊重されるべきことなどが明確にされました。人権をめぐる国際社会は日々前進を遂げています。30年前の責任逃れに言い訳などは通用しなくなっています。国は廃棄すべき”古文書”の埃を叩きながら出てきて恥

じないのです。国際人権がいかに停滞しているかを知る思いです。局面を切り開くのは私たちです。

当面の日程

第3回代表者会議

- ・ 7月28日（火）18時30分～
- ・ 東京労働会館5階会議室

第4回幹事会

- ・ 8月31日（月）18時30分～
- ・ 東京労働会館5階会議室

「国際人権入門講座」再開のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大はいまだに世界各国で衰えを見せていませんが、感染防止のため延期していた第7回国際人権入門講座を11月13日（金）に再開いたします。ご参加ください。

そのため、11月13日（金）に予定していた第9回人権入門講座「日本の年金問題」（講師：鈴木亜英氏）は延期となります。第8回人権講座と併せて、後日改めて日程をお知らせいたします。

第7回国際人権入門講座

「暴かれた日本の司法制度～政府報告書の国連審査を終えて」（仮題）

11月13日（金）18:30～20:00

講師：新倉修さん（青山学院大学名誉教授・弁護士）

会場：青山学院大学・総研ビル8階

国際人権活動日本委員会総会アピール

いまからちょうど100年前の1919年は、国際人権、すなわち人類の不可侵で普遍的な権利の発展にとって画期的な年でした。第一次世界大戦の大きな犠牲を受けて国際連盟が発足し、民族自決権の承認、国際労働機関（ILO）の創立など、現在につながる諸人権とその機関がこの年に創立されました。

それから100年の間に第二次世界大戦、またその一部としてのアジア太平洋戦争という巨大で深刻な人権侵害がありました。人類は、戦争を防止し、国際人権を発展させるとりくみをさらに発展させようとしてきました。国際連合が発足して人権を保障するさまざまな国際条約を採択しただけでなく、それらの実行を監視し、勧告する諸機関もつくられてきました。世界人権宣言をはじめ、社会権規約、自由権規約、女子差別撤廃条約、差別禁止条約、拷問等禁止条約、子どもの権利条約等々と監視機関は、その具体的な成果です。

核兵器禁止条約も発効まであと一歩です。労働者の権利では、1日8時間労働制はもはや世界の常識となり、今年のILO総会では「職場からの暴力とハラスメントの一扫」が決議されました。

一方で、残念ながら武力紛争やテロ、移民に対する排外主義やヘイトスピーチ・ヘイトクライム、ジェンダーマイノリティへの差別など、人権が蹂躪される事態もまた、全世界で枚挙にいとまがありません。しかし、そうした事態に反対する国際的な連帯が大きく前進してきていることも事実です。香港の現在の状況は、まさにそのような事例というべきです。

翻って日本の状況はどうでしょうか。

日本政府は、100年経っても、1日8時間労働制を定めたILO・1号条約を批准していません。

人権規約では個人通報権を批准せず、市民が国際社会に人権侵害を訴える手段を実現せず放置したままです。残念ながら、このような事例が多数存在しています。史上最長の政権となった安倍政権下で、人権侵害は以前にもまして深刻になっています。何より、安倍政権による日本国憲法「改正」のねらいは、国際社会への公約である平和主義、基本的人権の尊重など、国際人権の否定そのものです。愛知トリエンナーレの問題で露わになった表現の自由の侵害など、それはすでに顕著です。

このような状況のもとで、私たち国際人権活動日本委員会の役割は、ますます大きくなっています。日本政府が国際人権をないがしろにするなら、私たちはそれに反撃しようではありませんか。それは憲法が私たちに課した「義務」とすら言えるでしょう。

憲法第12条では「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力（endeavor）によって、これを保持しなければならない」と述べ、また第97条は「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力（struggle. 字義どおりには「闘争」）の成果」と述べています。このことに確信を持ち、多くの人権NGOと共同して全力で人権を守り発展させる運動を広げ、国際人権活動日本委員会の組織的強化にとりくんでいくことを宣言します。

2019年11月30日

国際人権活動日本委員会第23回総会

12・10 世界人権デー

外務省・法務省・文科省へ要請

12月10日は世界人権デー。日本委員会は12月6日（金）に、人権デーの取り組みとして、外務省、法務省、文部科学省への要請行動を行いました。なお、昨年に引き続き霞が関での街頭宣伝行動「人権トーク」とチラシの配布は行いませんでした。



外務省交渉に参加したメンバーです。

外務省要請

外務省一総合外交政策局人権人道課 主査一宮川光國、齋藤仁美、三田真秀

日本委員会一松田順一、上野節子、大谷邦孝、生江尚司、花輪紅一郎、新井史子、石川美紀子
岡村 稔、長尾ゆり、

松田一日本が、自由権規約、社会権規約を批准して40年になるが、人権問題での前進が少なく、残念ながら今に個人通報制度を実現していない。なぜ、こんなに遅れているのか。1日も早く批准していただきたい。毎日の新聞やニュースを見ると気持ちがすさむような事件が続いている。基本的権利について大きな前進がない。残念なことである。指導的立場にありながら個人通報制度を未だに批准しないのは矛盾する態度ではないか。

外務省一個人通報制度については、精査・検討をしている。条約が批准されてから40年になる。民主党政権時代に批准まじかまでいったが、できなかった。独立した国内人権機関をつくるという2番目の課題も実現できなかった。他の受け入れ国ではどのような問題があり、どう対処しているのかなどを研究し検討したい。

生江一個人通報制度については、G7のなかで日本だけが批准していない。UPPについても各国から指摘されている。20年前の日弁連の人権擁護大会でも、日本は1925年にできた刑事訴訟法、再審規定などほとんど変わらず、全面的な証拠開示も行われていない。国際人権水準から著しく遅れている。自

由権規約、公選法などについてのデヴィット・ケイさんの指摘に認識を深め、リードしてもらいたい。人質司法の問題については、カルロス・ゴーン氏の報道しかされていないが、日本は立ち遅れている。厳格な司法手続きに改善してほしい。8、9について、政府は、昨年は「ケース・バイ・ケースで」と言っていたが、遵守義務についての今回の政府の回答は「答える立場でも、責任をもつ立場でもない」ということだが、それは答えられない（「答えない」）ということなのか。

岡村一6番、7番に関して2013年に社会権規約委員会から総括所見と懸念を出し、授業料の無償化についての迅速、効果的な達成と具体的、計画的な目標の明確な措置、そして朝鮮学校に就学支援金を支払っていない理由を問われていたが、どういう措置を取ったか説明がない。期限が切れてもいまだに回答がない。どこが責任を持つのか？

外務省一広範囲にいろいろ出されたが、他の省庁と連絡をとりながらできることからやっている。後回しにしているわけではないが、先にやらなければならないことが多々ある。できることからやっていく。様々な問題が出されたが、対応はあいまいだった。

法務省要請

法務省一明石ふみ子（法務省大臣官房国際課補佐官）野村岳男（法務省大臣官房国際課政策第1係）
日本委員会一鈴木亜英、松田順一、上野節子、大谷邦孝、菅野亨一、花輪紅一郎、石川美紀子、

生江尚司、吉田典裕、寺川徹、外山喜久男
鈴木議長の簡単な挨拶の後、要請書（10項目）
について、「どれも重要。昨年までと同じ質問も
あるが、進捗状況を含めて回答を」と説明し、補
佐官から要請に対する回答をお聞きした。

【要請項目 1】 一個人通報制度の批准

■回答■注目すべき制度で、条約の批准については
外務省が検討している。法務省は引き続き外務省
に必要な協力をしていく。

【要請項目 2】 一国内人権機関の創設

■回答■人権の救済のあり方には様々な意見があり、
幅広く検討している。

**【要請項目 3】 一「再審法」を改正し全面的な証
拠開示、検察官の不服申し立ての禁止など・・・**

■回答■再審請求権の証拠開示については、平成2
8年度成立の刑事訴訟法の一部改正の法律の附則
の検討が求められている。平成29年3月から、最高
裁、日弁連、法務省、警察庁、検察庁の担当者で
構成する刑事手続きに関する協議会を設け、協議・
意見交換を行っている。再審請求審において証拠
開示制度を設けることは、平成28年の刑事訴訟法
の改正に先立ち、法制審議会新時代の刑事司法特
別部会で議論された。そこで指摘された問題点を慎
重に検討する必要がある。現行法では、再審請求
審での証拠開示について定めた規定はないが、裁
判所が再審開始の事由の存否を判断するために必
要と認めた場合、検察官は証拠開示に適切に対応
している。

【要請項目 4】 一公職選挙法における制限の撤廃

■回答■法務省の所管ではない。

**【要請項目 5】 一「人質司法」（長期勾留や弁護
人の立会いのない取調べ）の中止など。**

■回答■「人質司法」は法律用語ではなく、いろい
ろな意味があるので回答は差し控えたい。「長期勾留
や弁護人立会いのない取調べ」について回答する。
わが国の刑事手続きの身柄拘束や取調べに弁護
人を立ち合わせる権利を認めていないことに批判
があることは承知している。各国の刑事司法制度に
は違いがあるが、それぞれの国が制度全体として機
能するように成り立っている。制度全体のあり方を考
慮せずに個々の制度の相違点を単純に比較するこ
とは適切ではない。

**【要請項目 6】 治安維持法の廃止をどう受け止め
ているか？**

■回答■治安維持法はポツダム宣言受諾後の昭和
20年(1945年)10月15日に 治安維持法廃止等の
件と題して、昭和20年勅令第575号が公布・施行 さ
れたことで同日に廃止された。治安維持法には
様々な意見があるが、歴史の検証については専
門家の研究。考察に委ねるべきだ。

**【要請項目 7】 治安維持法の廃止に伴う罪科の処
置について**

■回答■治安維持法の罪に課された刑罰に関し、昭
和20年9月2日の前日までに有罪の言い渡しを受
けた者は、昭和20年10月17日の勅令第579号の
大赦令によって、また昭和20年9月2日から昭和20
年10月15日までの間に有罪を受けた者に対して
は、昭和20年11月3日の勅令第515号の大赦令
により、それぞれ刑の効力が失われた。

**【要請項目 8】 第7回日本政府報告審査の事前質
問 パラ23にある「公共の福祉」の概念につ
いて、日本以外にこの概念を憲法に用いている
国についてお聞きしたい。**

■回答■法務省の所管ではないので回答する立場
ではない。

**【要請項目 9】 第7回日本政府報告審査の事前質
問パラ23にある「講じる対策」として何を検
討したか。**

■回答■法務省が答える立場ではない。

**【要請項目10】 自由権規約19条に関し、教科書検
定を正当化している根拠は、同条文第3に合
致していないと考えるが、貴省の見解は？**

■回答■これも法務省の所管事項ではない。

文科省要請

文科省—松永 佳子(大臣官房国際課・国際戦略企画
室長補佐) 栗野 道夫(初等中等教育局健康教育・
食育課専門官)、吉田 欧太(初等中等教育局財務
課教育公務員専門職)、宮田 聖末(初等中等教育
局教育課程課教育課程企画室)、村木 志穂(高等
教育局学生・留学生課法規係長)、太田さん(窓口
担当者とのこと)

日本委員会—松田 順一 上野節子 大谷邦孝 花輪
紅一郎 新井史子 石川美紀子 岡村 稔 長尾ゆ
り吉田典裕 寺川 徹 外山喜久男

要請文書—文部科学大臣 萩生田光一殿

※要請書に対する文科省回答は口頭（早口）で行わ
れた。内容は以下のとおり。

質問 1 一個人通報制度の実現について

■文科省回答—人権条約のとりまとめは外務省。

質問 2 一国内人権機関の創設を早急に！

■回答—外務省とも相談し、法務省に伝える。

質問 3 一「高等教育の無償化」実現に向けて

■回答—教育の負担軽減については、漸進的に取
り組む。

質問 4 一地方公務員について

■回答—教職員は学習指導要領に則り、職務命令
に従う義務がある。

質問 5 一初・中等学校での性教育について

■回答—性に関する指導は、教育ガイダンス・学

習指導要領に基づいて 個別導で行っている。
質問6—社会科の英訳、道徳、特別活動も英訳ができていない。

<新しい学習指導要領について質問>

松田—個人通報制度について文科省に意見を求めると「他に聞いてくれ」と言われる。これでは回答にならない。どのように考えているのかお聞きしたい。

文科省—個人通報制度は注目すべき制度であると外務省は認識しているが、各省に対して具体的に個別に検討せよとの状況ではない。

松田—個人通報制度が批准されずに40年もたっているが、一步も進んでいない。個人通報制度の意味・意義を理解していないのではないか。文科省としての考え方をお聞きしたい。意見交換などするのが役割ではないか。

文科省—この件は外務省の管轄で、文科省は研究会の立ち上げにかかわっていない。6番（現行中学校学習指導要領）英訳がしにくく、むずかしい。10年前の社会科、道徳の英訳は出していない。

吉田—6番のどこが難しいのか。10年たっても訳せない（訳さない）理由はなにか。新しい

学習指導要領が訳せないということか。できないでは困る。

文科省—社会科、道徳も英訳は出していない。セアート勧告は、地方公共団体に出された回答であって、文科省の判断でできるものではない。

★10・23通達について

文科相は10・23通達について「聞いていない」「承知していない」との対応。

花輪—連携して対応するということが。国際条約を守る義務はなくて、批准した条約の遵守義務はあるのか。10・23通達については、「私たちは聞いていない」とすると、都教委とどのような協力をしているのか、前任者に確認してほしい。無償化を進めたと説明しているのか？

石川—国際セクシュアリティ教育ガイダンスの基準を「受け入れられない」とおっしゃっているが、国際基準に引き上げるようにということが不明だとお聞きしたが、改めて文章なりで示していただきたい。

11月8日に開かれた第6回国際人権入門講座「国際人権条約から見た朝鮮学校差別問題」（講師 朴金優綺（ぱくきむ・うぎ）さん（在日本朝鮮人人権協会））の内容概略を私のフェイスブックに載せたところ、30代前半の未就学児2児の働く女性から感想を寄せていただきました。紹介させていただきます。（大谷邦孝）

誰の子も差別させない、差別してはならない ～自分のこどもに必ず伝えたい

朝鮮学校が存在する理由はなんとなく、皆さんご存知かもしれませんが、口に出すことすらタブーとなっている雰囲気を感じます。

そして、被害額が私の想像をはるかに越えていることに驚きでした。今の日本人向け制度の中でも「生活が苦しい・・・」。きっと苦しいのは私達以上かもしれない…と感じます。

かわいそうかどうか、というより、在日朝鮮人となった経緯は歴史的にも勝利者ではなく、被害者だと思います。教育に対する支援金も自治体むけに見直すよう、通達が出されていることもまた、驚きであり、とても残念な事実。埼玉は革新系と言

われている知事であるにも関わらず、この事実は大変残念です。

また、日本政府に向けられている勧告があったとは初めて知りました。かつては先進国として言われていた日本かもしれませんが恥ずかしい事実であることも私達自身が知らなければならぬと思いました。わたしもこどもを持つ親として、生まれた国籍などにより社会から言われなき差別を受けることは許してはいけないと思います。

誰の子に生まれたか、どこで生まれたかは特権ではなく、ただの偶然。

誰の子も差別させない、差別してはならない、自分のこどもにも必ず伝えたいと思います。

活動日誌

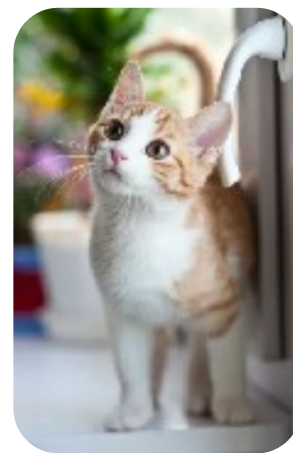
2019年

- 11月30日(土)・第23回総会(労働会館B1F大会議)
- 12月1日(土)・講演 望月衣塑子さん 主催/東京非核政府の会 ラパスホール
- 12月6日(金)・人権デー行動 外務省・法務省・文部科学省要請講堂
- 12月7日(土)・国連人権勧告の実現を!第8回集会 青山学院大学講師/角田由紀子さん
・望月衣塑子さん講演 ラパスホール主催/東京非核政府の会
・シンポジウム「核兵器のない世界をめざして日弁連クレオBC」
- 12月10日(火)・人権デー
- 12月14日(土)・市民と野党の共闘で政治を変えよう 14時~16時30分 青山学院
- 12月16日(月)・ベトナム人労働者の裁判支援
- 12月18日(水)・第1回幹事会
・伊藤詩織さん判決&判決報告集会
- 12月19日(木)・個人通報制度 打ち合わせ
- 12月20日(金)・日本航空争議 大忘年会
- 12月24日(火)・徴用工問題緊急アクション・被害者抜きの政治決着は許さない!官邸前行動
- 12月27日(金)・仕事納め

2020年

- 1月6日(月)・仕事始め
- 1月7日(火)・東京地評旗開き
- 1月8日(水)・慰安婦問題28周年記念デモ
- 1月17日(金)・シンポジウム「辺野古はいま!」現状と法律問題
- 1月17日(金)・国連・人権勧告の実現を!第32回学習会「理不尽な長期勾留・拘禁問題」講師・海渡雄一弁護士
- 1月22日(水)・国際人権パンフ会議
- 1月27日(月)・国際人権第1回代表者会議
- 1月28日(火)・文科省交渉の準備会議 松田さん、渡辺さん出席
- 1月30日(木)・学習会「朝鮮高校無償化除外と日本社会講師-井戸憲一さん」
- 2月1日(土)・東京教育集会2020 大田区産業会館
- 2月6日(木)・安倍政権を退陣させる2・6集会 北とびあホール 古賀茂明氏(元内閣審議官)
- 2月10日(月)・日の丸・君が代 打ち合わせ 豊島区民センター 松田出席
- 2月15日(木)・奨学金の会 請願署名・宣伝(新宿駅)
- 2月17日(月)・ベトナム人労働者の裁判傍聴(松田、本多、山口、上野など参加)・多喜二祭
- 2月18日(火)・第2回幹事会
- 2月19日(水)・日弁連主催「人権保障システムの実現院内集会」11時30分~ 衆議院第2多目的会議室 松田、柗、上野参加
- 2月21日(金)・日の丸・君が代 ILO・文科省への質問づ

- 2月22日(土)・シンポジウム「ジェンダー平等の実現を目指して」 全理連ビル
- 2月29日(土)・日の丸・君が代弁護団会議
- 3月1日(日)・「日の丸・君が代」ILO/ユネスコ勧告実施市民会義発足集会 13時40分~日比谷図書館・日比谷コンベンションホール
- 3月6日(金)・止めよう 辺野古新基地建設 3・6首都圏集会 18時30分~ 教育会館大ホール
- 3月13日(金)・首里城再建支援セミナー
- 3月14日(土)・予防訴訟を引きつぐ会第11回学習討論集会 文京区民センター3C会議室
- 3月16日(月)・恣意的拘禁は防止できるか? 弁護士会館1003会議室
- 3月23日(月)・第2回代表者会議
- 3月26日(木)・東京地裁裁判傍聴(ベトナム人労働者)
- 3月27日(金)・第7回人権講座は延期 11月13日(金)に延期 講師は新倉修氏(詳細は後日)
- 4月6日(月)~5月7日(金)・松田さんテレワーク勤務
- 5月8日(金)・事務所打ち合わせ(松田、上野)
- 5月15日(金)・事務所出勤(2016年~2019年の活動報告書を国連経社理に提出)
- 5月25日(月)・代表者会議→中止
- 6月3日(水)~4日(木)
・公害・薬害そして気候危機一第45回全国公害被害者総行動デー 総決起集会 6月3日(水)18時~ ニッショーホール 午前中一環境大臣交渉・デモ行進など。
44日(木)・早朝宣伝(9時半)、交渉(10時12時~まとめ行動
- 6月24日(水)・第3回幹事会
- 7月3日(金)・自由権日本審査 jJAL報告書・意見交換(東京法律事務所)上条弁護士、鈴木議長、松田さん他、
- 7月5日(日)東京都知事選投票日
- 7月12日(日)自由権規約第7回政府報告NGOレポート締め切り(日本語原稿)



当面の行動日程

- 日の丸・君が代 ILO・ユネスコ勧告実施 文部科学省交渉 7月21日(火)13時~14時30分 記者会見14時40分~15時20分 参議院議員会館B会109会議室
- 国際人権活動日本委員会 第3回代表者会議 7月28日(火) 18時30分~ 東京労働会館5階会議室

- 自由権規約レポート(翻訳済み)締め切り 8月12日(水)
- 第4回幹事会 8月31日(月)18時30分~ 東京労働会館・5階会議室
- 自由権規約委員会 第7回日本政府報告審査 10月12日~11月6日の期間中